

## 第35回 農地部定例会議事録

開催日時	令和3年4月26日 13時30分
開催場所	阿南市役所 602会議室
出席委員	吉岡部長・植田副部長・久米寛治委員・南部委員・岡部委員・中村委員・久米博委員・阪井委員・竹内委員・厚田委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・井出委員・村崎推進委員
欠席委員	幸田委員・森委員・久積委員・亀井委員
松江局長	欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
事務局	議案書の訂正を申し上げます。 議案書の9ページをお開きください。第6号議案No.2～No.4、備考が「賃貸借権」となっておりますが、正しくは「使用賃借権」です。
吉岡部長	(部長挨拶) それでは第35回農地部定例会を始めさせていただきます。 本日は、久積委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律第29条により、「総会又は部会は、推進委員に対し、いつでもその活動について報告を求めることができる」となっていることから、長生地区における事前審議の報告を村崎推進委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
一同	異議なし
吉岡部長	それでは、村崎推進委員の出席を認めます。
吉岡部長	本日の議事録署名者は橘地区の岡部委員と新野地区の中村委員にお願いします。 それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案	非農地証明願について
第2号議案	農地法の規定による許可申請の取下（取消）について（3条）
第3号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案	農地法の規定による許可申請の取下（取消）について（4条）

第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第7号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について  
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので  
ご報告お願いします。椿地区からお願いします。

久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は4月20日に福井公民館において福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の13ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いします。

吉岡部長 次に、福井地区お願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は4月20日に福井公民館において椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の13ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いします。

吉岡部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。

吉岡部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は4月19日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の13ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いしま

す。

吉岡部長 次に、桑野地区お願ひします。

久米博委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は4月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、見能林地区お願ひします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は4月23日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、富岡地区お願ひします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は4月23日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の

判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の17ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、宝田地区お願いします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は4月23日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、長生地区お願いします。

村崎推進委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は4月23日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

事務局 この案件については、第34回農地部定例会において不許可としたものです。一時転用案件でありますので、県農業会議の常設審議委員会に諮問することとなっており、その準備を進めておりましたが、それまでの間に取下げの申請がありましたので、今回の議案に掲載させていただきました。

村崎推進委員 議案書の18ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説

明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長

次に、中野島地区お願いします。

萩野委員

それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は4月23日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の18ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長

次に、大野地区お願いします。

服部委員

それでは大野地区からご報告します。大野地区は4月20日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の20ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長

次に、加茂谷地区お願いします。

佐竹委員

それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は4月19日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、許可相当としました。

議案書の 22 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長

次に、那賀川地区お願いします。

井出委員

それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は 4 月 22 日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。第 2 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の 5 ページをお開きください。第 3 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の 23 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長

次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田副部長

それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は 4 月 22 日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 10 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、No.15 は取下げ、No.16, No.17 は許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長

それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

岡部委員

議案書の第 7 号議案 12 ページの No.2 で状況の欄に「後継者有」とありますが、どのように判断しているのか。

- 事務局 申請時において住民票を提出してもらい後継者となる者の確認を行い、実情を地区委員に聞き取り等をしてもらい判断しております。
- 吉岡部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。
- 松江局長 報告します。第35回農地部定例会議案、第6号議案No.15については取下げとし、その他の議案については、全て承認です。
- 吉岡部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。
- 一同 異議なし
- 吉岡部長 それでは報告のとおり承認します。  
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かござりますか。
- 吉岡部長 他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。
- 事務局 特にありません。
- 吉岡部長 以上をもちまして、第35回農地部定例会を閉会いたします。次回は、5月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会